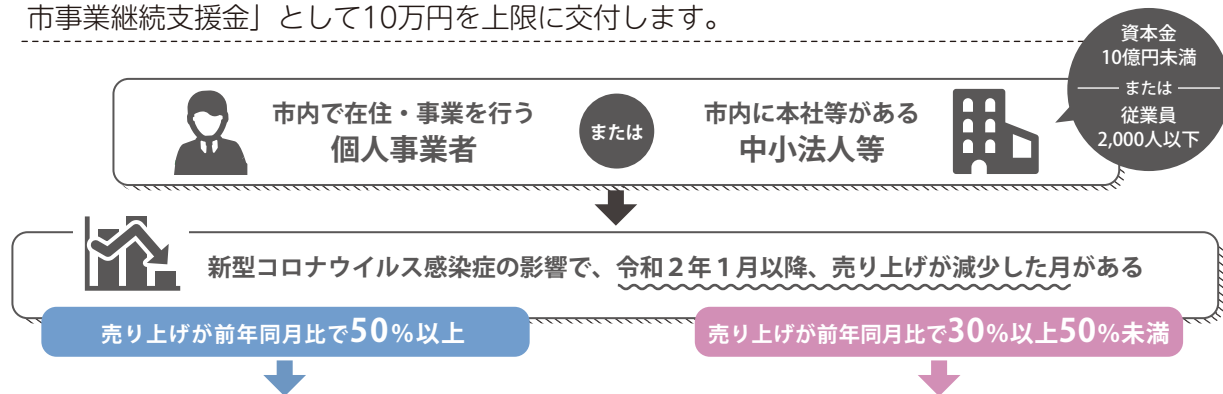


売上げが減少している 事業者の事業継続を支援



- 国の「持続化給付金」対象外の事業者に「津市事業継続支援金」として10万円を交付

外出自粛等に伴う経済活動の停滞により売上げが減少している事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない法人や個人事業者に対して、事業継続を支援するために「津市事業継続支援金」として10万円を上限に交付します。



国の持続化給付金の対象

個人事業者は100万円、法人は200万円を上限に支給

令和元年の総売上げ - 50%以上減った月の売上げ × 12カ月 = 支給額

申請方法 中小企業庁ホームページ「持続化給付金」からオンラインで申請

締め切り 来年1月15日(金)

ご自身で申請することが困難な人は…

持続化給付金申請サポート会場(津会場)

ところ 津センターバレス4階 特設会場

受付専用ダイヤル 0120-835-130(会場コード:2410)

要事前予約

津市事業継続支援金の対象

10万円を上限に支給

令和元年の総売上げ - 30%以上50%未満で減った月の売上げ × 12カ月 = 支給額

申請方法 津市ホームページ または津市事業者向け相談窓口(経営支援課、商業振興労政課、各総合支所地域振興課)にある申請書に添付書類を添えて、郵送で津市ビジネスサポートセンター(〒514-0131 あのとつあ四丁目6-1 あのとつピア1階)へ

郵送申請

締め切り 来年1月29日(金) ※消印有効

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX 236-3356



グランドオープンを10月1日に延期した久居アルスプラザ



4月22日 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室を設置



県外からの訪問の自粛を呼び掛け

4月23日 御殿場・香良洲海水浴場の観光駐車場を閉鎖



3万枚のマスク

4月30日 友好都市の中国鎮江市から送られたマスクを医療関係機関へ配布